

設 計 書

修 繕 名 称

野菊野こども館遊戯室床修繕

一金

(修繕価格)

設 計 金 額

一金

(修繕費計)

修 繕 場 所

野菊野こども館(松戸市野菊野6番地)

工 期

自 令和 年 月 日
至 令和 8 年 3 月 15 日

設 計 年 月 日

令和 7 年 10 月 1 日

部長	課 長	補佐	主幹	主査	担当

検算

子ども部 子ども居場所課

工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
	野菊野こども館遊戯室床修繕						
I.	直接修繕費		式	1			
II.	諸経費		式	1			直接修繕費の11.3%以内
	共通費〈小計〉						
	修繕価格						
	消費税及び 地方消費税相当額						
	修繕費計						

工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
I.	直接修繕費						
	1. 下地処理材費		m ²	150			ボンド類
	2. フロア材費		m ²	150			12mm
	3. 見切縁材費		式	1			
	4. 普通作業員		人	7			
	直接修繕費計						

修繕仕様書

1. 件名

野菊野こども館遊戯室床修繕

2. 施工場所

野菊野こども館（松戸市野菊野6番地）

3. 施工期間

契約締結日の翌日から令和8年3月15日まで

4. 趣旨

本仕様書は、野菊野こども館遊戯室床修繕契約書に基づき、必要な事項を定めるものである。なお、本仕様書は、基本的な事項を定めたものであり、特定の定めがない場合であっても、事業遂行上当然必要な事項については、請負者の負担でこれを実施するものとする。

5. 基本仕様

（1）法令関係

本業務を計画または実施する場合、関係法令等を遵守し、安全・衛生両面に留意する。
また、周辺道路の通行人、通行車両に支障を与えないよう対策を実施すること。

（2）実施手続等

（A）本業務についての基本事項は、仕様書・添付図面・設計図書等により実施されるが、乙は、この事項に際し、業務要領等により、事前に甲の監督職員と協議するものとする。

（B）前項で実施するに際し、軽微な仕様変更がある場合に、請負金額の増減は、これを行わないものとする。

（C）本仕様書等提示条件について、疑義が生じた場合自己解釈することなく、甲と協議し、その指示に従うものとする。

（D）業務完了後、本仕様書等提示条件に満足しない部分がある場合、乙の責任においてこれを満足させるよう変更するものとする。

6. 修繕概要

（1）既存床面に新規フロア材を上張りする。

（12mm ノダ製ラスティックフェイスリッチJベース 若しくは同等品）

(2) 清掃・下地処理を行う。下地の不陸が著しい場合は、パテ処理等を行い、平滑性を確保する。

(3) 必要に応じて見切り縁材、巾木の調整を行う。

7. 廃棄物等の処理

本業務において排出される廃棄物は、監督職員の指示に従い適正に処理するものとする。

8. 写真撮影

(1) 本業務における写真撮影は、業務の履行完了を的確に判断できる、撮影をするものとする。

※本修繕にあたっては、各工程別に「前・中・後」の写真を1枚以上撮影して、修繕写真帳に内容を明記し、整理するものとする。

(2) 提出書類

報告書 1部

写真帳 1部

9. その他

(1) 本業務は、野菊野こども館の休館日（月曜日）を含め、その前の土曜日や日曜日等を実施することを想定しており、具体的な日程については事前に監督職員と十分打合せを行うこと。

(2) 仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた場合には、両者協議のうえこれを定めるものとし、協議が調わない場合は発注者が定めるものとする。

ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

野菊野こども館遊戯室床修繕（平面図）

